

第21期第11回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月21日(火) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 高知市本町5-3-20 高知共済会間 3階「桜」
- 3 出席委員 林田千秋、筒井一水、大木正行、御処野誠、島崎章、
西脇亜紀、川村寛二、百田美知(計8名)
欠席委員 堀澤栄、山下慎吾
署名委員 御処野誠、西脇亜紀
県出席者 水産振興部 西山副部長
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事
事務局 井上書記長、谷口書記、坂本書記
- 4 審議事項
第1号議案 放流用種苗の確保にかかるもくがにの採捕の承認について(物部川漁業協同組合)
第2号議案 放流用種苗の確保にかかるもくがにの採捕の承認について(鏡川漁業協同組合)
第3号議案 放流用種苗の確保にかかるもくがにの採捕の承認について(仁淀川漁業協同組合)
第4号議案 放流用種苗の確保にかかるもくがにの採捕の承認について(四万十川漁業協同組合連合会)
第5号議案 放流用種苗の確保にかかるもくがにの採捕の承認について(松田川漁業協同組合)

5 議事内容

井上書記長

定刻となりましたので、ただ今より第11回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

それでは本日の会議ですが、委員定数10名のうち8名にご出席していただいておりますので、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

では、会議規則第1条に従いまして、林田会長に議長をお願いしたいと思います。

それでは、会長お願いいたします。

林田会長

本日は、年度末の大変お忙しい中、委員の皆さま方にはご出席いただき心から感謝申し上げます。

それでは、早速ですが水産振興部の副部長から、挨拶をお願いします。

西山副部長

みなさん、こんにちは。水産振興部・副部長の西山でございます。

本日、部長の松村が、本日開会しました県議会への対応により欠席です

ので、代わってご挨拶を申し上げます。

令和4年度も残すところあと僅かとなりました。委員の皆様には、何かとご多用のところ、本年度の内水面漁場管理委員会にご協力を賜りまして、心からお礼申し上げます。

まだ寒さの厳しい日々ではございますが、やっと梅も咲き、ユキヤナギのつぼみも膨らんで参りました。日に日に春の訪れを実感している次第でございます。そのような中で、県内の各河川では、遡上するアユの姿が確認され始めたとの報告も受けております。今年も例年以上に、各河川に多くの天然アユが遡上し、川が賑わいますことを心から祈っております。

さて今回の委員会でございますが、上程している議案が5つございまして、そのいずれも、放流用種苗の確保にかかるモクズガニの採捕の承認について、でございます。これは、モクズガニ資源の増殖のために各漁協が行うくみ上げ放流について、委員会指示の適用除外のご審議をいただくものです。詳細については、これから事務局からご説明しますので、ご審議をよろしくお願いします。甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

林田会長

ありがとうございました。

それではただいまから、会に移りたいと思います。

本日の欠席委員は山下委員、堀澤委員です。

次に、議事録署名委員ですが、本日の議事録署名委員は、御処野委員、西脇委員にお願いしたいと思います。

それでは早速ですが議題に入ります。

第1号議案から第5号議案、「放流用種苗の確保にかかるもくずがにの採捕の承認について」、事務局の説明を求めます。

谷口書記

はい、会長。それでは、事務局からご説明いたします。なお、今回の1号議案から5号議案については申請者を除いた内容は重複しますのでまとめて説明をさせていただきます。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは資料1の1ページをお願いいたします。高知県内水面漁場管理委員会指示第100号では、12月1日から翌年7月31日までのモクズガニの採捕を禁止しており、国の機関若しくは地方公共団体又は、下線を引いているところですが、本委員会の承認を受けたものについてを適用除外の対象としています。

なお、モクズガニにつきましては、本県の17の内水面漁協のうち、13の漁協が第五種共同漁業権を設定しておりますが、鮎やアマゴなど他の

漁業権対象種で行われている種苗放流が、内水面漁連の種苗生産事業が停止していることにより、現在は行われていない状況です。こういった中、漁業権を維持するために、モクズガニについて種苗放流以外の増殖活動、具体的に申し上げますとくみ上げ放流や魚道の設置などを各漁協に要請しております。そして今回、物部川漁協を初めとする5つの漁協から、R5年の増殖活動として、くみ上げ放流を行うために、この委員会指示の適用除外の申請がございましたので、今回、皆様にそのご承認のお願いをするものです。

それでは、2ページをご覧ください。こちらは物部川漁協から内水面漁場管理委員会の会長あてに提出された委員会指示の適用除外申請書の写しです。内容を読ませていただきます。

1 目的

モクズガニ資源の増進を目的としたくみ上げ放流を行う

2 適用除外の許可を必要とする委員会指示

高知県内水面漁場管理委員会指示第100号

(もくずがにの採捕の禁止についての指示)

3 採捕の期間

許可日から令和5年7月31日

4 採捕

町田統合関より下流の物部川本流、国分川、香宗川、野洲川及び烏川の本支流

5 使用漁具及び漁法

すくい網、しき網、上りうえ

となっております。

続きまして資料2の1ページをご覧ください。こちらは鏡川、資料3の1ページは仁淀川、資料4の1ページは四万十川漁連、資料5の1ページは松田川となっております。採捕の区域や漁法については若干の違いはございますが、これら全て、モクズガニ資源の増殖のためのくみ上げ放流のための申請となっております。本県のモクズガニ資源は、委員会指示と漁業権のセットで無秩序な採捕から保護してきた経緯があり、本申請はモクズガニの資源管理に資するものと認められます。

なお、使用漁具に上りうえといった漁業調整規則第33条での知事の採捕許可が必要な漁法を希望している漁協がございました。こういった漁協に対しては本委員会でご承認をいただけましたら、個別に、知事の採捕許可の手続きを進めさせていただきます。

以上で説明を終わります。物部川漁協、鏡川漁協、仁淀川漁協、四万十川漁連、松田川漁協が行うモクズガニのくみ上げ放流を適用除外の対象としてとすることについて、よろしくご審議のほどをお願い致します。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。ご意見がないようでしたら、第1号議案から第5号議案、「放流用種苗の確保にかかるもくずがにの採捕の承認について」は、適用除外の対象と承認してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

林田会長

それでは、ご異議がありませんので適用除外の対象と承認することといたします。

それでは、これをもちまして第11回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第21期第11回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋 _____

議事録署名委員 御処野 誠 _____

議事録署名委員 西脇 亜紀 _____